

PACHIRA ホッケースクール会員規約

第1条(名称)

本スクールは、PACHIRA ホッケースクール(以下「本スクール」といいます)と称する。

第2条(運営)

本スクールの運営・管理(メンバー資格の得喪変更、会費・諸費用の収受、会員規約の制定・改廃等の決定手続きを含む)は、特定非営利活動法人マイホッケープラス(東京都千代田区外神田6-3-8)が行います。

第3条(目的)

ホッケーを通じてスポーツマンシップを身につけ、スポーツへの正しい理解を深め健全な心身の育成を図ることを目的とします。

第4条(入会資格)

本スクールに入会できる者は、スクールの趣旨に賛同し本規約を確認のうえ、これを遵守することを承諾した方で、かつ健全な健康状態であり、本スクールが入会に適すると認めた者(以下「スクール生」という)とします。

第5条(入会手続)

本スクールに入会を希望するものは、所定の入会申込書を提出し、本クラブの承認を得た上、定める会費・入会諸費用をお支払いいただきます。

第6条(入会金)

入会金及び初回の支払いについては、別途定める規定に準じて、指定の口座まで振込払いしなければならない。なお、当該入会金は、入会契約締結及び履行のための必要経費であり、一旦納入した入会金は返還しません。

第7条(会費等)

本スクールに入会をする者は、自動振替払いによって、所定の会費を納入するものとする。

第8条(会費の不返還)

一旦入金した会費等は、入会不許可の場合を除いて、理由の如何を問わず返還しないものとする。

第9条(会費の滞納)

スクール生が、2ヵ月以上、会費の納入を怠ったときは、本スクールは当該スクール生を退

会させることができる。

第 10 条(練習日及び時間)

1. 本スクールの練習日、時間については、スクールが定めたスケジュールによる。
2. やむを得ない事情が発生した場合は、定められた練習日、時間等を変更または中止することがある。その場合は、事前にスクール生に通知する。

第 11 条(モラル・禁止事項)

1. スクール生は、秩序・風紀を守り、フェアプレー精神をモットーとし、ほかのスクール生とともにホッケーを楽しめるよう努めること。
2. 「PACHIRA ホッケースクール規約」及び本スクールの定める諸規則を遵守すること。

第 12 条(休会)

1. 本スクールの休会(引き続き 1 ヶ月以上休む場合をいう)を希望するスクール生は、前月 5 日までに届け出なければならない。
2. 休会の期間は 3 ヶ月以内とし、休会の期間が経過したときは自動的に復会するものとする。ただし、本スクールが引き続きの休会の必要性を認めた場合はこの限りではない。
3. 休会期間中の会費は無料とする。

第 13 条(退会)

退会を希望するスクール生は、退会希望月の前月 5 日までに所定の方法によりその旨を届け出なければならない。

第 14 条 (変更事項の届け)

スクール生は、住所・連絡先等に変更があった場合には、速やかにその旨、届け出なければならない。

第 15 条(除名)

本規約に違反する等、スクール生としてふさわしくないと認めた者に対し、本スクールは退会させることができる。

第 16 条 (健康管理)

本スクールに参加する会員の健康状態の関しては、常に保護者が責任をもって管理するものとし、本スクールは一切の責任を負わない。

第 17 条(事故の責任)

スクール生は、本スクールの練習、試合、合宿などの活動において、施設利用に関する諸規定及びスタッフの指示に従い、自己の責任において行動するものとする。

これに反して盗難、傷害その他事故が起きても、当該施設、本スクール及びスタッフに対し、一切の損害賠償を請求しないものとする。

第 18 条（負傷時の対応及び免責事項）

1.本スクールの練習中の事故については、本スクールの障害保険範囲内にて責に任ずるものとし、その範囲を超える事は、一切負わないものとする。

2.本スクール指導者の管理外で生じた事故・盗難、また本スクールの管理内であっても、本スクール指導者の指示に従わないで起きた事故・盗難、またそれに伴う負傷については、本スクールはその責任を一切負いかねます。

第 19 条(休校・閉鎖)

天災地変、社会情勢の変化、利用施設の理由、その他通常のスクール運営を継続が不可能となった場合は、本スクールを休校、もしくは閉鎖することがあります。

第 20 条(写真・映像の使用)

本スクールの活動風景を撮影した写真及び映像を PACHIRA ホッケースクールのホームページ (<https://pachira.myhockey.jp/>)、その他 SNS 等におけるプロモーション活動等に使用することがあります。

第 21 条(個人情報の取り扱い)

本スクールは、法令を遵守し、当スクールの活動目的以外には個人情報は使用しないものとします。

第 22 条(細則)

本規約に定めのない事項は本スクールが別に定めるものとします。

第 23 条（改定）

本規約の改定及び変更は本クラブにより為されるものとし、その効力は当該改定及び変更時に在籍する全てのメンバーに及ぶものとします。なお、本クラブが本規約の改定及び変更を行うときは改定日の 1 ヶ月前までにその内容をホームページにてメンバーに告知するものとします。

第 24 条（附則）

本規約は 2019 年 4 月 6 日より施行します。